

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる県民の活動を幅広く支援することを目的として交付する。

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（本交付金以外の補助金等の補助対象となる事業を除く。以下「交付事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- 2 本交付金の額は、交付事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から事業に伴う他の収入額を控除した額と、交付対象経費（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額のどちらか低い額以下とする。ただし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
- 3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、交付事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、農林水産部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年3月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 交付事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 交付限度額
「食のみやこ鳥取県づくり支援交付金（一般枠）」 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等（ただし、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。） ※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費。 ただし、事業実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、備品購入費、県が主催するイベントへの出展に係る経費は対象としない。 ※委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。	1/2	1事業当たり 2,000千円 ただし、県内における中国ロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を4,000千円とする。
「食のみやこ鳥取県づくり支援交付金（特別枠）」 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組	食のみやこ鳥取県のイメージアップにつながる企画事業を実施できる県内外の民間団体、任意グループ、企業、個人等（ただし、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。） ※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。	同上	10/10	1事業当たり 250千円
「食のみやこ鳥取県づくり支援交付金（コンベンションPR枠）」 全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンション等に参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウや活力を最大限に活用し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内の民間団体、任意グループ等	同上	1/2	1事業当たり 250千円

「食のみやこ鳥取県づくり支援交付金(直売所連携魅力アップ枠)」 県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組	県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等	同上	1／2	1事業 当たり 500千円
---	-------------------------------------	----	-----	---------------------

様式第1号（第4条関係）

平成 年度 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業計画書

区分	内容
1. 事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> コンベンションPR枠 <input type="checkbox"/> 直売所連携魅力アップ枠 <input type="checkbox"/> 特別枠
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 実施体制	
5. 事業内容	(①実施予定日、②対象者、参加予定人数、③開催場所、④実施内容などを記載)
6. 他の補助金の有無（有・無）	※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
7. 事業完了予定期日	平成 年 月 日
8. 消費税等の納税区分（申請時点）	以下のいずれかに○をしてください 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者

（注）事業実施主体の組織構成が明らかになる書類（別紙）を添付すること。

担当者連絡先

住所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話： E-mail：	ファクシミリ：	

様式第2号（第4条関係）

平成 年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業収支予算書

収入の部		(単位:円)
区分	予算額	積算内訳
県交付金		
自己資金		
事業内収入		
その他の収入		
合計		

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部		(単位:円)
区分	予算額	積算内訳
合計		

(別紙)

事業実施主体の組織構成

1 団体名

2 構成員

様式第3号（第5条関係）

第
平成 年 月 号
日

様

鳥取県知事 平井伸治

平成 年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった食のみやこ鳥取県づくり支援交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付事業

本交付金の交付事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・とする。ただし、交付事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱（平成22年3月31日付第200900182298号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の収受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

平成 年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業報告書

区分	内容
1. 事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> コンベンションPR枠 <input type="checkbox"/> 直売所連携魅力アップ枠 <input type="checkbox"/> 特別枠
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 実施体制	
5. 事業結果	(①実施日、②対象者、参加人数③開催場所、④実施内容などを記載)
6. 事業成果	(事業実施により得られた成果や課題、今後の展開などを記載)
7. 他の補助金の有無（有・無）	<p>※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。</p> <p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>
8. 事業完了年月日	平成 年 月 日
9. 消費税等の納税区分（実績時点）	以下のいずれかに○をしてください 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※事業途中から変更になった場合は、その時期： 年 月

（注）事業の内容が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。

担当者連絡先

住所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話： ファクシミリ： E-mail：		

様式第5号（第7条関係）

平成 年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	内訳
県交付金			
自己資金			
事業内収入			
その他の収入			
合計			

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	内訳
合計			

年　月　日

鳥取県知事

様

所在 地
名 称
代 表 者
(印) 名

年度仕入控除税額確定報告書

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額及び交付対象経費の額

(1) 交付金の確定額	金	円
(2) 交付対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額

(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金　　円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金　　円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金　　円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。